

NEWS LETTER

2010年4月5日(月)

〒161-0031 東京都新宿区西落合 3-2-26 コートグランディア永夢 101
山田恵美子税理士事務所 TEL 03-3953-5587 FAX 03-3953-5594
Email yamada@tax-tax.jp

平成 21 年度の確定申告を無事終え、一息つく間もなく法人の 3 月決算に苦しむ季節となりました。近年は農繁期が少なくなり年中業務に追われパンク気味のわたしですが、束の間の休暇を利用して韓国で充電してきました。

今回は資本金 1 円でも会社設立ができるようになった今、資本金の大小による税制上の取扱いの違いについてです。

資本金の額と法人税制

資本金の額は、一般的には、会社の事業規模、信用度等を現す主要な指標の一つであることには間違いのないようです。

このことを考慮してか、法人税制（国税及び地方税を含む）では「資本金の額」によって税率や租税特別措置法等の適用範囲について異なる取扱をしています。

法人税法・消費税法における取扱上の違い

1) 法人税率

資本金 1 億円以下の法人で年間所得金額 800 万円以下の部分に対する税率は 22% です（現在は時限措置で 18%）。

2) 交際費の損金算入限度額

交際費の損金算入限度額は、①期末資本金 1 億円以下の場合、年間 400 万円（現在は時限措置で 600 万円）但し、10%部分

は課税、②期末資本金 1 億円超の場合は、ゼロです。

3) 設備投資減税

資本金 1 億円以下の法人で一定の要件を満たすものは、①取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産については年間 300 万円まで取得時に全額損金（原則、資産計上の上減価償却）、②一定の機械装置及び器具備品、ソフトウェア、大型貨物自動車等の取得には、取得価額の 30% の特別償却又は取得価額 7% の税額控除が適用できます。

4) 貸倒引当金の繰入限度額

貸倒引当金は、原則、過去 3 年間に貸倒の実績がなければ繰入れることができませんが、資本金の額が 1 億円以下の法人の場合、法定繰入率による繰入れが可能です。

5) 消費税の納税義務

資本金の額 1,000 万円未満の法人は、設立当初の 2 年間は納税義務が免除されます。

地方税法における取扱上の違い

1) 法人事業税の外形標準課税

資本金 1 億円以下の法人には、外形標準課税（所得割額＋付加価値割額＋資本割額）の適用はなく、所得割額のみです。

2) 法人県民税（都民税）の税率

資本金の額 1 億円以下でかつ法人税額が年 1 千万円以下の法人は、税率が軽減されています。